

新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。
謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、特定労働者派遣事業が廃止されたため、一般労働者派遣事業という名称もなくなり、すべての労働者派遣事業が許可制に一本化されました。また、労働者派遣法の改正により、事業所単位とともに個人単位の抵触日への対応も必要となりました。弊社スタッフ一同が改正法を学び、実践していく中で、従業員にも納得してもらい、お客様にもご理解とご協力をいただいた1年でした。

さらに、昨年は行政の障害者雇用の水増し問題も発覚しました。弊社では、3年程前から障害者雇用に注力し、外国人を中心とした障害者の雇用を実施しています。弊社における障害者雇用に対する体制のさらなる充実を目指し、私自身は6日間のジョブコーチの研修会に参加し、5名のスタッフは障害者職業生活相談員の研修会に参加しました。また、障害者雇用を実施しているお客様の工場にも見学に伺いました。

今年4月には、障害者自立支援『フトゥーロ』を立ち上げます。『フトゥーロ』とはポルトガル語で未来という意味です。障害者が未来に向かって社会に巣立っていけるお手伝いができたらと思っています。

今年は、昨年可決された「働き方改革関連法案」への対応や準備が求められます。この「働き方改革関連法案」では、労働基準法や労働者派遣法を含めて様々な労働法の改正が行われましたが、その中でも労働基準法における時間外労働の規制強化は、弊社を含め企業と社員の双方にとって大きな課題となることと思います。

時間外労働の規制強化により、36協定の特別条項も含めて上限時間が設けられ、上限を超える協定は締結ができなくなりました。また、36条は罰則付きとなり、上限を超えた場合は36条違反と見なされ、派遣先が派遣社員の使用者として行政指導を受け、行政指導による是正効果が見られない場合は書類送検されます。

そして、36条違反において、派遣元は労働者派遣法違反として監督署の指導を受けることとなり、違反によって罰金以上の刑が確定した場合は、派遣元は派遣事業の許可を取り消され、5年間の営業停止となります。したがって、今後はお客様と弊社がよりいっそう一体となって労働者の労働時間管理を行っていくことが重要になります。



近年、法改正が目まぐるしく行われておりますが、法令遵守を継続していくために、会社一丸となり対応して参りますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。「伸栄でよかった!」とお客様と従業員に満足していただく仕事をして参ります。

本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

2019年元旦
有限会社 伸栄総合サービス
代表取締役 加藤 和代